

島労発総第0424第1号  
令和5年4月24日

各 労働保険事務組合の代表者 殿

島根労働局長  
(総務部労働保険徴収室)



令和5年度労働保険年度更新の広報依頼について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年6月1日から7月10日まで労働保険の年度更新業務が始まります。労働保険は労働者が業務上又は通勤途上で災害を被った場合、あるいは失業した場合に保険給付を行う制度で、農林水産の事業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、法定期日（7月10日）までに必ず労働保険の申告及び納付手続きを行う必要があります。

この年度更新の手続きが期限内に円滑に行われるよう、貴殿におかれましても、下記の広報活動等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、電子申請等の積極的な活用についても併せて周知願います。

記

1 依頼事項

(1) ポスターの掲示

同封しておりますポスターを掲示いただき、手続きについて周知願います。

(2) 広報誌等への記事掲載

貴会の広報誌・ホームページ等に年度更新に係る記事を掲載いただき、手続きについて周知願います。

なお、広報原稿については、厚生労働本省から一般社団法人全国労働保険事務組合連合会本部を通じて島根県支部あて通知される予定であることを申し添えます。

2 広報期間

広報可能日から7月10日まで

【担当部署】

島根労働局 総務部 労働保険徴収室 適用係  
電話：0852-20-7010 FAX：0852-20-7024